

第9回国語分科会漢字小委員会・議事録

平成26年6月20日(金)
10時00分～12時00分
文部科学省 7F1会議室

〔出席者〕

(委員) 沖森主査, 笹原副主査, 秋山, 井田, 岩澤, 影山, 鈴木(泰),
関根, 田中, 棚橋, 出久根, 納屋, 杉戸各委員(計13名)
(文部科学省・文化庁) 岩佐国語課長, 鈴木国語調査官, 武田国語調査官,
小沢専門職ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第8回国語分科会漢字小委員会・議事録(案)
- 2 漢字小委員会における審議スケジュール(案)
- 3 第7回国語分科会問題点整理小委員会・議事録(抜粋)
- 4 漢字の字体・字形に関するこれまでの施策等について
- 5 平成23年度「国語に関する世論調査」問20の結果について

〔参考資料〕

- 1 学年別漢字配当表(「小学校学習指導要領」)
- 2 常用漢字表の改定に伴う中学校学習指導要領の一部改正等及び小学校, 中学校,
高等学校等における漢字の指導について(通知)
(平成22年11月30日 文部科学大臣政務官通知)

〔机上配布資料〕

- 国語関係答申・建議集
- 国語関係告示・訓令集
- 改定常用漢字表(答申)(平成22年6月7日)
- 国語分科会で今後取り組むべき課題について(報告)(平成25年2月18日)
- 漢字字体資料集(諸案集成2・研究資料)
- 字体・字形差一覧

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 2 前回の議事録(案)が確認された。
- 3 事務局から配布資料2「漢字小委員会における審議スケジュール(案)」の説明があり, 説明に対する質疑応答が行われ, 審議スケジュールについて了承された。
- 4 事務局から配布資料3, 4, 5, 参考資料1及び2の説明があり, 配布資料3, 4, 5, 参考資料1及び2に基づいた質疑応答と意見交換が行われた。
- 5 次回の漢字小委員会について, 平成26年7月25日(金)午後3時から5時まで開催すること, また, 会場については, 決まり次第事務局から連絡することが確認された。
- 6 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

- 沖森主査
それでは, 本日の議事に入りたいと思います。まず, 前回, 今期の検討課題として「常

用漢字の手当てについて」という三つのテーマ、課題に取り組むということが話題になりました。このことについて副主査及び事務局と相談した結果、三つの課題のうち、まずは「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成について」に取り組むのがいいということに至りました。

ただし、前回の議事録にもありますように、御意見の中には、字体や字形といった比較的細かい問題について、この小委員会でどのように検討していくのか、イメージがつかみにくいというお話もありました。また、内容的に、専門的な検討が必要になるところもあると思われま

す。そこで、次回以降の数回の小委員会では、この手書き文字の字形と印刷文字の字形の問題について、関係者の方からお話を伺うという機会を設けてはどうかと考えております。今後の進め方については、細かい検討や作業を行うために、いずれ、昨年度と同じように主査打合せ会のようなものを設置することも視野に入れて、配布資料2にありますスケジュールに従えばと考えております。今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いしたいと思います。何かこの点について御質問等ございましたら、説明の後に質疑の時間を取ります。

○ 岩佐国語課長

配布資料2の説明の前に、通信社から本日、この小委員会に関係する記事が配信されてい

ましたので、紹介させていただきます。
「活字と手書き異なる表記 常用漢字、解説書作成へ」ということで、「文化審議会の漢字小委員会は20日、「令」や「保」など、活字と手書きで字体が異なる常用漢字について、解説書作成に向けた議論を始める。」という内容の記事が配信されております。具体の検討内容は、この会議で決定することになるかと思いますが、紹介させていただきました。

事務局（鈴木国語調査官）から配布資料2について説明

○ 沖森主査

配布資料2「漢字小委員会における審議スケジュール（案）」についての御説明でありましたけれども、質疑の時間を取りたいと思います。何か御質問等ございましたらお願いいたします。

○ 鈴木（泰）委員

段取りについてというのは、印刷字体と手書き字体の問題をどうするかというようなことも含めて議論していいとおっしゃっているのでしょうか。

○ 沖森主査

はい、含めてです。

○ 鈴木（泰）委員

では、私見を申し上げますが、今度の新しい「常用漢字表」は、漢字は書くものから打つものになったのだという大前提で、新しい選定をなされた。これまでは、機械はあったけれども、基本的にまだ書く時代で、手書きの文字と印刷字体の文字との差は大変重要な問題と考えられていたというのは分かります。しかし、書くものから打つものになったときに、その手書きの字体に対する配慮というのはどれだけ必要なのかという気がします。基本的

には書くものではなくなったと言っているわけです。にもかかわらず、書くものについての議論を更に綿密にやらなければいけない理由が分かりません。

○ 武田国語調査官

机上資料「改定常用漢字表」の（５）ページを御覧ください。鈴木（泰）委員がおっしゃったように「常用漢字表」の改定は、情報化時代に対応した、書く漢字から打つ時代になっていることに対応したものであるというのは、正にそのとおりです。

ただ、御覧いただいているように、答申の中には、「漢字を手書きすることの重要性」ということもうたわれております。やはり、手書きというものが文化として、また漢字習得において重要であるということが掲げられています。ですから、この漢字の手書きの問題についても、この後、経緯も含めて御説明いたしますが、是非こちらでお考えいただきたいという趣旨でございます。

○ 鈴木（泰）委員

一応、そういうことで伺っておきます。

○ 沖森主査

ほかに御質問等、ございますでしょうか。（→ 挙手なし。）

では、このスケジュール（案）に沿って小委員会を進めてまいりたいと思います。

次に、具体的な議論に入るに当たって、問題点を共有するために配布資料３、４、５、参考資料１、及び２について、事務局から説明をお願いいたします。何か質問がありましたら、説明を受けた後で質疑応答の時間を取りますので、そのときをお願いいたします。

事務局（武田国語調査官）から、机上資料「国語分科会で取り組むべき課題について（報告）」における記述を確認した上で、配布資料３、４、５、参考資料１及び２、及びについて説明

○ 沖森主査

手書き文字の字形と印刷文字の字形に関する問題、様々な方面で問題になっているということ、とりわけ、学校教育での問題というのが大きいかと思えます。

本日は、この問題について初めて議論する機会でもありますので、ただ今の御説明を踏まえて、御質問も含め委員の皆様の忌憚^{たん}のない御意見を頂きたいと思えます。いろいろな問題があるかと思えますけれども、御自由に御発言いただければと思えます。

○ 出久根委員

そもそも、教科書は何でこんな文字を使ったのですか。

○ 武田国語調査官

「当用漢字字体表」ができたときに、これが美しいと言えるかというところもそうでもないですし、手書き文字としてもちょっと中途半端ですし、活字としてもこれを基に明朝^{みん}体の活字を作れと言われても困るところがあると思うんです。この「当用漢字字体表」ができてからしばらくの間は、やはりそういった議論がいろいろなところで行われました。

活字の形というものがだんだん固まっていますので、そうすると、本来、「当用漢字字

体表」が言っていた活字と手書きを一体化させるという建前、それがうまくいかない部分があり、残ってしまった部分が出てくるわけです。

そういう中で、やはり学校教育も困るわけです。「当用漢字字体表」に沿って教科書会社がそれぞれ活字を作るわけですが、それらの漢字の形にもちょっとずつ違いがあって、文部省としては、そういったものをきちんと統一していく必要がありました。

先ほどの配布資料4を御覧いただきます。配布資料4の2ページ目の6です。学年別漢字配当表がいつできたかという、昭和33年です。この時点では、学年別漢字配当表は明朝体で示されていました。ただ、実際の教科書には、既に各社の作った教科書体が使われています。そういった教科書体の標準を示す必要があるということから、昭和52年に、教科書体で示された学年別漢字配当表が出てくるわけです。

そういう意味では、教育でも、戦後の字体の整理について、いろいろな苦労があったということです。その中で、できるだけ手書きの形に近い従来の形で、子供たちにきちんと標準を教えたいという考え方の下で出てきたものです。

○ 関根委員

手書き字形と活字の字形の違いについて協議していくということですが、いわゆる活字の書体の違いということも絡んでくるのではないかと思います。「改定常用漢字表」の字体に関するところに、「書体の違いを字形の相違と言うことも可能であるし、同一字体・同一書体であっても生じ得るような微細な違いを字形の相違と言うことも可能である。」とあるように、かなり入り組んでいると思います。

「常用漢字表」の説明は、「(付)字体についての解説」で、「第1 明朝体のデザインについて」と、「第2 明朝体と筆写の楷書との関係について」と分けて説明してありました。解説の仕方としては、これが一番きれいに整理できると思います。ただ、実際に使う側というか、「令」はどっちで書くのだろうと悩む人たちにとっては、ここが分かれているのが、混乱の源になっているのだと思います。

そもそも今、御説明があったように、「令」は教科書体が筆写体に近いけれども、「保」の場合は明朝体と教科書体とが近いです。その辺りも整理していかないと、単に筆写体と活字体だけでは済まないように思います。

○ 武田国語調査官

まず一つは、この机上資料「国語分科会で今後取り組むべき課題について(報告)」に挙げられているのが筆写の字形と活字の字形の関係ということですので、そこを取り上げて御説明したところです。

ただ、関根委員がおっしゃったように、恐らく、そこだけで済まない部分が出てくるのではないかと思います。やはり中心的に検討するのは、活字の字形と筆写の字形の問題ですが、それが活字のデザインの問題と関係してくるところもあると思います。例えば教科書体活字、これは教科書体と言いながら活字ですので、正に教科書体の活字と明朝体の活字の関係ということになります。今、「活字」と申し上げましたが、今は「活字」というより「フォント」という方がきつとなじみがあるかもしれません。いろいろフォントを見ていくと、例えば命令の「令」の形は、教科書体だけではなくて、正楷書体などでも「マ」の形で出てきます。そうすると活字やフォント同士の問題ということも出てくる可能性があります。ただ、飽くまでも中心は、手書きの字形と活字の字形の関係ということになるかと思います。

○ 出久根委員

手書き文字での不都合というのは、今おっしゃったように戸籍、名前を登録する、それが一番大きな問題ですか。

○ 武田国語調査官

いろいろなところで問題が起きていると申し上げましたが、私どもへ御質問を頂くうち、一番多いのはやはり窓口業務に関わる場所です。例えばつい最近、当課の小沢専門職が受けた電話では、「久しぶり」の「久」という字の問題でございますが、机上資料「字体・字形差一覧」を御覧ください。20 ページです。これは、「表外漢字字体表」を国語審議会で作ったときの資料の一つですが、当時、世の中で実際に使われていた活字を並べたものです。このちょうど真ん中ぐらいに「久しぶり」の「久」という字がございます。これを見ていただくと、例えば左から2番目に平成書体というのがありますが、最後の一画が片仮名の「ク」の右上の角のところから出てきています。そのお電話は、最後の一画を「ク」のカーブのちょうど真ん中ぐらいから出すような字で書いたら、ここにある平成書体の字の形に書き直してほしいと言われたというお話でした。

○ 出久根委員

それは何の商売ですか。

○ 小沢専門職

病院です。病院で窓口の人に字が違うと言われたそうです。

○ 出久根委員

私は、出久根ですから、この「久」という字が姓に入っています。私は物書きですから非常に自由に書きますので、このように頭の上から並べたり、真ん中から書き出したりします。でも、今までそういう不都合というか、書き直してほしいと言われたことがないので、どういう例があるのかということに非常に興味があったわけです。

そういう例が多いようだったら、考え直さなければなりませんし、特殊であれば窓口の人たちを教育すれば済むことであるということです。どうでしょう、そういう例というのは多いですか。

○ 武田国語調査官

笹原副主査、その辺りいかがでしょうか。

○ 笹原副主査

私も文字に関していろいろ情報を集めているのですが、法務省の方で戸籍を管轄されていて、そちらでもマニュアルのようなものを作っていて、窓口にも配布されているものがあるようです。その冒頭の部分にやはり「常用漢字表」の、先ほど御紹介くださった手書きと印刷字形の関係などが、ほぼそのまま転記されているようでした。

ただ、実際には、あの部分を用いて解決する問題と、あの部分から新たに解釈しなければ、ほかの字、例えば「久」という字については言及がなかったと思うのですが、そういうものについては、個々に判断し対応しなければならないようです。窓口の方々も、文字について情報がたくさんあるか、知識がたくさんあるかということ、「常用漢字表」の最初の部分というのはほとんどの方が存在を知らないという状況にあるようで、窓口の方々もうまく説明することができないことがある。また、そこに来られた方も実際どうかは自信はないけれども、自分はちょっと細部にこだわりがある、といった事案も時々出てくる、ということは伺っております。

そういうことから窓口業務をなさっている方からすると、細かな違いにどうしても敏感になってしまって、もう少しはっきりと書かれたものが何かないか、といった話はよく聞いております。

○ 井田委員

どの字かということがはっきりすれば、どちらでもいいのだ、どれでもいいのだという教育を各窓口に徹底することはできないのでしょうか。それで済むような気もします。

○ 武田国語調査官

これもいずれヒアリングでお話をしていただかなくてはならないと思っていますのですが、例えば、「常用漢字表」は、一点しんにゅうと二点しんにゅうは、手書きするときには一点で書くということを明記しております。では、窓口業務において一点でも二点でも一点で書けば大丈夫ということを徹底すればいいかという、実は戸籍では、手書きでも、この一点、二点を分けて考えているようです。そういう細かい差異というものにも対応しているのが現在の戸籍業務です。

「当用漢字字体表」は、いろいろな字体の違い、一つの字についていろいろな字体があったものを一つにまとめようとしたわけですが、名前などには、字体の違いが残っています。例えば有名なものでは渡辺の「辺」があります。「辺」という字には、バリエーションが非常にたくさんあります。そして、現在も実際には、戸籍の上でも、いろいろな字体に対応できるような準備をされていて、使い分けるといことが行われています。

もう一つは、井田委員がおっしゃったのはこちらの方だと思いますが、例えば点が離れているか、くっ付いているか、払っているか、止めているか、跳ねているか、こういった問題では、窓口の側が「常用漢字表」の考え方を十分に分かっていたとしても、逆に書類を提出する側がこだわっている場合もあるんです。例えば、命令の「令」を書くときに、私の名前は「マ」である。電算機から出てきたフォントになったものを見たら、真っすぐ棒が下りている。私の字はこうではない。「マ」に直してほしいということが、窓口に来た方から言われることも起きています。

ですから、両方で問題になる可能性があるということです。単に窓口の方で何でもいいですよということになると、今度は、そこに来た人たちがこだわっているケースもあります。

また、窓口の方でも、私たちが思っている以上にたくさんの漢字を処理しますので、何か弁別するときに、もう少し詳しいガイドが欲しいという実態があるということです。

確かに、先ほど出久根委員もおっしゃっていましたが、それが世の中にたくさんあるかどうかという問題はあるかと思えます。ただ、名前の中にそのような漢字がある方にとっては、これはよくある問題です。また、国中に窓口と呼ばれるところはたくさんあり、そこで日々起きている問題であるということです。それが起きたときに、今のところ、解決するすべ、そのことを説明しているのは、「常用漢字表」の字体についての解説しかありません。これが果たして十分なのかというと、もう少し工夫されると使いやすくなるのではないかということです。

○ 鈴木（泰）委員

大体、御趣旨は分かってきました。確かに今、「改定常用漢字表」にあるような字体についてのコメントは、いろいろなトラブルを防ぐために何らかの形で残す必要はあると思えます。

それから、その内容を少し改善するというか、手直しする必要もあると思えます。ただ、それは最小限でいいのではないか。最小限と言えば、二点しんにゅうと一点しんにゅうは入っているわけですから、新しい「常用漢字表」になったことによる一番の問題はもう解決しているようなものです。

先ほど手書きは大事だ、文化である、とお話になりましたが、文化であるというのは余り理由にはならないと思えます。

それから、もう一つ。実際に学校教育の場では、漢字ドリルなどに漢字の形が書いてあって、子供たちはそれをなぞって覚えるわけです。学校教育のことは現場に任せようと言っているのですから、もうお任せしていいのではないかという気がします。だから、そういうことを考えて、これを見直す必要もないと思います。

それから、もう一つは書道についてです。書道は芸術です。芸術というのは自由にできて当たり前のことなので、そこに口を出すのはよくないのではないのでしょうか。書道で用いられるということも、これを全面的に見直すという根拠にはならないと思います。

だから、お話を聞いている限りでは、窓口業務でのトラブルを最小限防ぐために、どうしたらいいのかを考えればいいと思いますが、それでよろしいですか。事務局としては、そのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○ 岩澤委員

関連でよろしいですか。

検討の必要性というか、見直しの必要性の問題だと思うのです。私自身も、「国語分科会で今後取り組むべき課題について」をまとめるのに関わっていましたが、「工夫の余地がある」という表現をしているわけです。その前段で、「より分かりやすい解説」と「取り上げる漢字の範囲の拡大」という、この二つに触れていますが、今の解説のどこに問題点があるのか、より分かりやすい解説と言うと、どういう工夫の余地を想定されているのか。また、範囲の拡大について事務局としてどんなイメージを持っていらっしゃるのかという説明はこれまでなかったと思います。その2点について、参考までに御意見を聞かせていただきたいということが一つ。

それと、指針のイメージとして、手書きのことを検討するということは、手書きを制限するというにはならないので、そうすると、例えば幅広く認めるということにしかならないのかなと思いますが、違うお考えがあるのかどうか。

そういう方向性しかないと思うのですが、その辺りについてどう考えていらっしゃるのか。この2点を伺います。

○ 武田国語調査官

事務局としてお答えできることなのかどうかということはありません。

○ 岩澤委員

そうですね。

○ 武田国語調査官

まず、工夫の余地ということ、それをどのように示していくかということですが、例えば、「改定常用漢字表」の(20)ページを御覧ください。一つは、字の例だけが並んでいて、それぞれについての説明がないわけですが、例えば、ここに一つ一つ説明を加えていくことで、もう少し分かりやすくなるということがあるかもしれません。

もう一つは、「当用漢字字体表」のときにも、同様の例が挙がっていました。そのときよりも「常用漢字表」では数が多くなっておりませんが、例えば先ほどの「久」、久しいという字はここに挙がっていませんし、これと同じように考えるべき漢字というのは、ほかにもたくさんあるかもしれません。

そういった漢字を、例えば、この例の中にもっと増やして置いていく必要があるのか。それとも、例えば常用漢字表には2,136の漢字があるわけですが、この表と対応するような新たな表を作って、より具体的に示していくことまでするのか。その辺りについては、事務局の方で、こうしたいとか、こうすべきだという考えは、持っておりません。それについても、漢字小委員会で御検討いただければと思います。

そしてもう一つ、手書きについて制限することはできないので、幅広く認めていくことしかできないというお話がありました。これについては専門的な話になるかもしれませんが、学校教育では、学年別漢字配当表の字形に沿って教えているという現状があります。しかし、「常用漢字表」では、許容の幅があるということを行っているわけです。その中で、どこまでがよくて、どこまでが駄目なのかということが関わってくるケースも出てくるのではないかと思います。そうしますと、単に幅広くということでは済まない可能性もあるのかなと考えられます。場合によっては、個々の漢字を見て、どういうことが考えられるのかを議論する必要もあるかもしれません。

それから、「改定常用漢字表」の中の分類についてですが、例えば「1 明朝体に特徴的な表現の仕方があるもの」というところでは、(1)から(5)の分類があります。「(5) その他」は、「その他」でまとまっておりますが、「その他」をもう少し細かく分類して、「その他」ではなくて、何か違う説明の仕方ができるかもしれません。あるいは、ほかの点画の組み合わせ方に関する例や、折り方に関する例などについても、もう少し細かく分類できる可能性があるかもしれません。

そういうことについて、漢字小委員会で、若しくは将来的にできる主査打合せ会などでの検討になるかもしれませんが、単に幅広く認めるというだけではなくて、もう少し細かい議論も必要になってくるのではないかと考えます。

○ 出久根委員

非常に単純な質問ですが、例えば私の名前の出久根の「久」という字についてです。これが平成書体では、頭の方に最後の払いがくっつく。なぜこれが許されるのかという問題です。平成書体はどこで作ったのか知りませんが、これが許されるから、字体の問題が混乱してくるわけで、そもそも文化庁の漢字の規制と言いますか、これを使ってくださいという、そういうものはないのですか。権限と言いますか。

○ 武田国語調査官

「常用漢字表」は、一つは字種を示して、それから音訓を示して、それと同時に字体を示しています。

当用漢字表では、音訓表と字体表が別にありましたが、「常用漢字表」は、それを全て一つにまとめています。「改定常用漢字表」27ページの「久」を見ていただくと、常用漢字表が字体の例として示した明朝体活字は、最後の画が真ん中から出ております。では、「久」の頭のところから払いが出るのは誤りかということ、それこそ「字体についての解説」になりますが、(17)ページ「第1 明朝体のデザインについて」というのがございます。この範囲で認められる内容なのではないかと考えます。

また今日ここに御用意しておりませんが、「明朝体活字字形一覧(上)(下)」という文化庁で作った資料がございます。これは、江戸時代、明治時代まで、過去にずっと遡って、当時の活字を集めて一覧にしたものです。そこで、この「久」の字を見ますと、この「ク」のてっぺんのところから出ているものはたくさんあります。さらに、「ク」の右上の角よりも、もっと上から出ているように見えるものもございます。歴史的には、そういった「久」という活字があるようです。

ですから、このような歴史といったものも含めて、平成書体のようなものも、これは、「常用漢字表」の明朝体のデザイン差の中に入ってくるものであるということになると思います。

○ 笹原副主査

明朝体の活字のデザインは、字の成り立ちを反映させたものがあったり、ここに少し引っ掛けを作ると美しく見えるといった、見た目のバランスを重視したりして、読ませるた

めの字として発展してきたものであるようです。

一方で、手書きの楷書体というのは、毛筆の時代から美しくということのほかに、どうやったら効率よく書きやすく書けるかということを目指すことがあって、活字と手書きとはそれぞれ別々の発展をしてきたように思われます。

そうした中で当用漢字表を定める際に、なるべく両者を一致させようという方針ができたわけです。その時、いろいろな矛盾が吹き出しました。戦後に起きたこととして、明朝体のおりに手で書かなければならないらしいという通念がだんだん生まれてきて、それが今、子供から社会全体にまで広まっている感があるように思われます。

それで、窓口、例えば郵便局などでも同じような話を聞きます。鈴木さんの「鈴」が通帳の「鈴」と申請書の「鈴」とで違っているからという悶着^{もん}で、30分ぐらい無駄な時間が過ぎたなんて話も伺います。明朝体と手書きは、それぞれ別個のものとして発展してきたという歴史を、まず前書きか何かに示して、そして、今後どのようにあるべきかということを議論していく必要があるのかな、と考えています。

- 井田委員
鈴木さんの「鈴」、つまり命令の「令」はどちらが本来なのですか。
- 武田国語調査官
手書きの楷書体ということであれば、「マ」の方が一般的だと思います。
- 井田委員
「マ」が正しいのですか。
- 武田国語調査官
いえ、「正しい」ということではないと思います。真っすぐ下ろす手書きの形もあります。ただ、手で書くときには「マ」の形で書いている方が普通だったと思います。
中国の資料で古いものを見ていきますと、その辺りは笹原副主査にお聞きしたいと思いますが、やはり、縦に真っすぐ下りる形も見られます。
- 笹原副主査
補足いたしますと、字の成り立ち、字源まで遡ると、「一」にふしづくり(卍)のような形に書くのが元々だったようなので、これが正しいということも言えます。一方で、手書きとしては1,000年以上の間、点に「マ」のようにも書かれてきたという習慣もありました。それはそれで手書きとしては正しいと言えます。
それぞれ理があるにもかかわらず、今では、どっちかでなければいけないという話が世の中に広まっているというのが現実です。大学でも、また中学、高校の教育現場でも、卒業証書などでも問題がいろいろ生まれているのですが、学生の名前の名簿などにおいても、私の名前はこうでなければいけないといった、意識に硬直の感じられる話が出てくるというのも現実です。
- 関根委員
一般的には、字体と書体の区別がなかなか分かっていないという現状があると思います。字体についても何らかのフォローというか、基本的に戸籍では字体の違いは厳密に受け付ける、書体は整理するということでしょうか。
- 笹原副主査

書体と言うか、字形は、ということですよ。

○ 関根委員

それを混在しているから、例えば字形の違いのつもりで、書体の差を訴えたりするということがあるわけです。

もう一つ言えば、例えば今、新聞で一番問題になっているのは、基本的に人名であっても、字体は常用漢字字体に統一して記述しようということを伝統的にやってきたのですが、今は一般の人でも字体にこだわる人がいて、どうしても旧字体でやってほしいという要望があります。旧字体で記述してほしいというところまではいいのですが、単なる書体の違いを、字体の違いと言われることもあるので、字体も含めて、混乱していると思います。だから、もし、この話題に取り組むのであれば、その辺まで目配りをする必要があると思います。

今、例えば中国は簡体字です。中国の方も多く入ってきているし、何かニュースで話題になると、簡体字をそのまま使ってしまったりする。簡体字であるという認識がなく、そういうところにまで問題が及ぶのかと思っています。

○ 鈴木（泰）委員

今の字体と書体のことを含めた、全体的な方針についてですが、「常用漢字表」(17)ページの「第1 明朝体のデザインについて」と、(20)ページの「第2 明朝体と筆写の楷書との関係について」とは、多分、別のことを扱っています。

(17) ページ「第1 明朝体のデザインについて」の、1 (1) へんをつくりの大小について、「石」の上の線が下がっているか上がっているかというのは、これを見て初めて知りました。ここへ出す必要があるのか疑問です。誰も、こんなことで文句を言われたりしてはいないはずだと思います。

だから、少なくとも、これは、字体の違いではありません。デザインの違いです。書体よりもっとトリビアル (trivial) なレベルの問題です。こういうデザインの違いのようなものと字体の違いのようなもの、字体というのは、字画が違うから字体の違いになると思いますが、それが並べられていて、トリビアルの方が先にあるというのは非常に分かりにくいです。これはなくしてしまった方がいいという気がします。

中には、例えば(18) ページ(4)「筆押さえ」というのは、字画の違いと関係してしまふ可能性もあります。「筆押さえ」の部分を一画と勘定すると画数が増えてしまいます。これは、字体の違いになるものも入ってくるので、こういうものは残した方がいいと思います。

それから、もう一つ、新しくこういう問題が出てくるかもしれないと思います。県名や、韓国の「韓」とか茨城の「茨」などが入りました。そういう字が、何か新しい問題を生じないかどうかということは、考えておく必要があると思います。整理する方向としては、多分、「第2 明朝体と筆写の楷書との関係について」の方にまとめていくのが分かりやすいと思います。その方が普及にも都合がいいと思います。

○ 沖森主査

ただ今の御意見、後で整理させていただきたいと思います。ほかに御意見、ございますでしょうか。

○ 納屋委員

今までの議論を伺っていますと、習得段階の問題をやろうとしているのか、それとも字の運用の問題をやろうとしているのか、ちぐはぐに聞こえます。

習得段階となりますと学校教育の問題が絡みますので、1,006 字の配当表に従った形の

教科書体の問題が生じると思います。しかし、2,136字の現行の「常用漢字表」全部について、手書きするという前提で行うと、問題がちょっと違うのではないかと私は思います。

というのは、これだけスマートフォンなどが広がって、漢字が分からないというときに多くの人がどうしているかという、辞書を引くのではなく、そういう情報機器などに出てくるものを見て書いています。これからの世の中は、ますますそちらの方へ向かっていますので、文化として大事だというのは分かりますけれども、ここで、あえて手書きを問題にしていた場合、検討内容を取りまとめていこうというときに、漢字の手書きについて考える意味合いや位置付けを、前書きのようなところに書くのはかなり難しいのではないかと感じるを受けます。

「字体についての解説」の内容を詳しくするとしても、学年別漢字配当表に入っていない1,130字は、小学校が終わって、中学校段階から出てきます。その1,130字の中のどれだけの字を扱った方がいいのか。先ほどの武田国語調査官のお話だと、全部を一覧することもあり得るようなことをおっしゃっていましたが、一覧するのは、全然意味がないように思います。そう考えると、どの辺りが落ち着くところになるのか。それが今日の段階では私には見えてきません。

一方、前回の漢字小委員会の立ち上げの時に、「2 常用漢字表の手当てについて」の「(2)「同音の漢字による書きかえ」の見直しについて」の話をなさっていたから、私はそちらの方に取り組むのかと思っていました。しかし、字形の話をするということになっている。「同音の漢字による書きかえ」の問題と両方を比べて、世の中で求められている度合いはどのように考えたらいいのでしょうか。

それから、前期の漢字小委員会の時、確か井田委員がおっしゃったと思いますが、「公用文作成の要領」の見直しの話もありました。何か順序があるのでしょうか。手を着けていく順序そのものに問題はないのかとか、そのような感じも受けています。

さて、先ほど来、固有名詞の問題で、私が関係したところと言え、教員免許に自分の名前を固有名詞として書くということです。教員免許については間違いなく、この字でないと交付できませんという対応をしているのではないのでしょうか。大学側も集められて説明を聞いていて、その字以外では交付しないという動きになっているものと思います。

○ 沖森主査

ただ今の御発言にあった「2 常用漢字表の手当てについて」の件ですが、前回の国語分科会で、漢字小委員会では、これを主に取り扱うということが決まっておりますので、それを進めていきます。他の問題については、秋以降、徐々に手を付けていくということでございましたので、そのように御了承いただければと思います。

「同音の漢字による書きかえ」については、前回、鈴木（泰）委員の御発言で、余り問題ないのではないかとのお話もございました。この問題についても、いずれ取り扱っていくということですが、今の進行としては、手書き文字の字形と印刷文字の字形に関する指針の作成について、ということで進めさせていただきたいと思います。

○ 田中委員

「常用漢字表」の字体が明朝体ベースになっているのはどういう理由でしょうか。

というのは、頂いた配布資料5「平成23年度「国語に関する世論調査」問20の結果について」を単にデータとして眺めてみると、「気になる」のパーセントがどこから先を多いと見るかということなのですが、(4)と(5)が20%を超えていて、3割に近いところになっています。

このようなところが、多分、いろいろなトラブルの基になっているのだろうと考えてみると、この表の書き方も良くないと思うのですが、明朝体活字と参考資料1「学年別漢字配当表」の字のデザインとの乖離かいの度合いと、このデータの「気になる」の比率を見比べ

てみたところ、(4)と(5)は著しく離れていて、(1)、(2)、(3)は、教科書体でも明朝体とそれほど離れていません。

学校でやったものが刷り込まれていて、教科書でやったから正しいと思っていて、それから逸脱している明朝体や、逸脱している手書きの形といったことに反応しているのだとすれば、単に「常用漢字表」の字体を教科書体ベースにすればいいのではないのでしょうか。

そこをベースにして、代表的な明朝体とかゴシック体などを示しながら、ただし、フォントはデザインなのだと言導していけば、この「気になる」率は恐らく下がってくると思います。ほかのデータがないので、これが窓口のトラブルの基になっているのか、あるいはこのデータが問題に直結するデータなのか分からないですが、この「気になる」率が高ければ高いほどトラブルが生ずる確率が高いと考えるのであれば、明朝体ベースをやめて、常用漢字表も教科書体ベースにすればいいのではないのでしょうか。ただ、これは、現実的な対応としての話で、学問的にどうこうということではなく、現実に対応するのだとしたら、それがリアルなのかなと素朴に思いました。

つまり、学問的な正しさを世間の人に知らしめたいのか、現実的なトラブルを回避したいのかといったことは、必ずしも一致するものではないと私は考えます。

お話を伺っていると、窓口でどうか、学校でどうかという話です。トラブルを回避することを考えるならば、なぜ明朝体なのだろうかと、このデータが語っていることから推測できます。全く見当違いだったら申し訳ないですが、単にデータから推測すると、そのように思いました。

○ 武田国語調査官

まず、「当用漢字字体表」まで遡ると、手書きと活字とを一体化させようという考え方を踏まえて、活字の基となる形が示されました。そういう中で、配布資料5のような形が出てきています。ただ、示したのは、飽くまでも活字の基となる形ではあったわけです。これには、社会的な要請があったからということが言えると思います。

戦争が終わって、戦争中に活字が燃えてなくなってしまったような時期で、そのような中で国語の施策も動いていたわけです。新しい世の中を作っていくときに、まず字の形が国から示されて、それに合わせて活字を作っていくという、そういった社会的な要請があって、国が示す「当用漢字字体表」の字体が活字の基として示されたということが一つあると思います。

そして、それが「常用漢字表」になっても活字の形で示されている理由についてですが、これは…。

○ 田中委員

活字ではなくて、なぜ明朝体かです。

○ 武田国語調査官

教科書体活字などほかの活字ではなくて、なぜ明朝体を選んだかということですね。

○ 田中委員

はい。データを見る限りは、教科書体からの乖離があればあるほど「気になる」率が高くなっています。それがトラブル等の発生率だと読み替えるのであれば、明朝体ベースになっているから、学校で学習した教科書とは違う形なので「気になる」となる。だから、なぜ明朝体選ばれたのかということ、伺いたいのです。

○ 武田国語調査官

単純に申し上げますと、世の中で一番多く使われている活字が明朝体だからということ

になると思います。そこに尽きます。

○ 田中委員

そうすると、替えようと思えば替えられるということですか。

○ 武田国語調査官

例えば、明朝体を教科書体に替えるといったことでしょうか。「常用漢字表」を基に、印刷業界であるとか、活字のデザインであるとか、世の中動いておりますから、それを簡単に替えられるかという、そういうものではないと思います。

ただ、先ほど2,136全ての教科書体なり、手書きの字形なりを示すのはどうかというお話がありました。これは、事務局としてそう考えているということではありませんが、例えば一つの考え方として、明朝体の活字の横に全ての教科書体を並べて示すというだけでも、もしかしたら意味があるのかもしれない。

ただ、「常用漢字表」自体の活字、明朝体で掲出されているものを替えるということは、考えにくいと思います。

○ 田中委員

理由は、大勢だから明朝体が載っているけれど、替えるとインパクトが大きいから、それは無理ということでしょうか。

○ 武田国語調査官

インパクトと言いますか、例えば、教科書体の活字の場合は、飽くまでも手書きの習慣を重視したものです。活字とは言いながら、基にあるのは手書きの字形です。ですから、もし教科書体で「常用漢字表」を示すと、手書きの習慣の方に寄るということになります。

手書きは、活字に比べて非常にバリエーションがあります。例えば10人の方が手書きで何か字を書くと、非常に厳密に言えば、字形という意味では、それぞれ違う形が出てくる可能性もあります。そういったことも踏まえて、国語審議会では「常用漢字表」の字体を、手書きや手書きの延長線上にある活字で示すことは、選択しなかったということです。

国語審議会でも、手書きの字体を重視して漢字表を作るのか、活字の方を重視して漢字表を作るのか、どちらを選ぶのかという議論がなされました。その議論の結果として、答申にも説明があったように、昭和56年の「常用漢字表」は、あえて明朝体活字で字体を示すというやり方を採ったという経緯があります。

○ 田中委員

手書きを重視したものが教科書体なのは、私も理解しています。

ただ、手書きの例として挙げられているものが、教科書体に非常に近い形になっているわ

けですが、例えば(4)のようなケースは、これと乖^{かい}離しています。ですから、こういう反応が出ているのではないかと言ったわけです。

つまり、今、議論されていることは、本当に活字と手書きの問題なのかと疑問に思っているわけです。最初に刷り込まれた「正しい」と思っている教科書体との乖離に反応しているだけではないか、ということが私の申し上げたい趣旨です。手書きがどうか、明朝体がどうかといったことではないのです。

ただ、そう強く主張する根拠があるわけではないので、ここに示されているデータから素朴に読み取ると、このようなことが言えるというのが私の感想です。

○ 沖森主査

ただ今の問題は、書体の中に手書き書体と印刷書体があつて、その印刷書体の方の問題もあるということでございます。それも含めて今後課題になるだろうと思うのですが、最後に、何か御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

○ 出久根委員

手書き文字について、配布資料5「平成23年度「国語に関する世論調査」問20の結果について」を見ると、明朝体活字との違いが「気にならない」という人が圧倒的に多いということですね。この表を見て初めて気が付いたのですが、「心」というのは、普通、手書き文字で、明朝体のこういう「心」を書く人は余り見たことがありません。「家」もそうだと思います。「家」も、大体、右側の字を書くわけですから、気にする人は余りいないのではないのでしょうか。要するに手書き文字というのは、読めればいいし、誤ってないければいいということですから、こういうことを議論する必要があるのだろうかと思いません。

○ 秋山委員

今、出久根委員がおっしゃったことに関連して、気付かされたことがあります。私の学校には特別支援学級がありまして、小学校の1,006字をきちっと習得し切れていない子供たちが中学校1年生にいます。下の学年の漢字の勉強をしていくために、大きい漢字カードを書いて学ばせていきます。今年、初任の教員がおりますので、授業をよく見に行くのですが、その教員がパソコンで打ち出した、要するに印刷字体で、漢字を大きな漢字カードに作って、黒板にぼんと張りました。その子供たちがどのように練習したかということ、字体を見て、そのとおりに書いていくのです。

ですから、学校教育において教科書字体を学習していても、だんだん大人になっていくと世の中にはこういう印刷字体があつて、区別していくようになる、成長段階でそのようになると思います。しかし学校教育の中では、混在してしまうと、特に特別支援の生徒に関しては、やはりそういう区分けがなかなかできないのです。

ということは、世の中にそういう方たちもいるわけですから、ユニバーサルな環境を作っていくためには、考えていかなければいけない視点だと思います。ふっと、こんな事例があったなというところしか今日は述べられませんが、それが私の感想です。

○ 笹原副主査

「心」に関して、私も記憶していることがあります。御高齢の方から、「最近、「心」という字の形が変わりましたか。」とお電話いただいたことがあつて、「どういふことでしょうか。」と尋ねたら、「片仮名の「ル」のようなものを書いて、上から点々を書くようになっていると、活字をしげしげ見ていたら気が付いた。私が習った頃には、もっと平べったくて点々も普通に書いていた。」とおっしゃっていました。

正に、手書きでは明朝体と違って平べったく仕上げていくのが一般的ですが、明朝体は見るための文字として発展してきたものです。また、字の成り立ちまで少しだけ考慮されてもいて、それぞれが違う発展をしてきているということが世の中に全くと言っていいほど浸透していない、という現実があります。それが文字を運用する人々の不自由な思い、誤解と言ってもいいぐらいのものになっています。

そうしたことが広まっているのは、特に戦後に明らかになった現象です。文字というのは、もう少しリラックスして使えるもの、本来、語を表すためのものであつて、こと細かなデザインは気にしなくていいはずのものなのです。気にしなくていいということに気付いてもらうためには、やはり何か示し方に工夫が必要なのではないかと、また、公表の仕方にも工夫が必要なのではないかと、私も常々思っていました。

○ 影山委員

今日の字体・書体・字形の話は、いろいろなレベルの問題が複雑に絡み合っていますが、国語課として何をすべきかということは問題です。また、違う省庁の担当になるかもしれませんが、国語課としては、国民生活に関わることなので、字形というか、実際のバリエーションをある程度制限したいとお考えだと思います。しかし、その大本になるのは、抽象的な字体で、その字体をある程度具体化したのがいろいろな印刷所、出版物の書体ということになるわけです。

いろいろな方の御意見がありましたように、実際に身に付けるときには、私たち人間は、書かれたもの、印刷されたものを有り難がる気持ちがあります。印刷されたものを基にまねして書こうとしますから、今日の議題の字形に踏み込む以前の問題です。多分、省庁が違うと思いますが、もう少し抽象的なレベルの書体の統一がどうなっているのかということから突っ込んでいかないと、なかなかちがいが明かないと思います。

そのような抽象的な印刷書体をどうしようかということ、こちらから提案するということは、可能なのでしょうか。

○ 武田国語調査官

これは具体的な話になってしまいますが、他の省庁、例えば法務省のホームページを見ますと、戸籍統一文字情報というものがあります。そこでは明朝体で、戸籍用の文字が用意されていて、そこを見るといろいろな字が、「常用漢字表」よりもずっと広い範囲の漢字が並んでいます。そういうものを作っているところがございます。ただ、書体ということで言えば、戸籍統一文字の書体も「常用漢字表」が示すのと同様の明朝体です。

具体的な書体の話以上のこと、また、全てのところでどうなっているかということまで調査しているわけではありませんが、漢字に関して、現状で何か既に進んでいる分野があれば、それを混乱させてしまうようなことは、国語施策としては避けたいところです。必要があれば、文化庁としてお願いすることがあるのかもしれませんが、混乱は避けるというのも大事なところだと思います。

○ 棚橋委員

済みません、レベルの違う話をしますけれども、この「改定常用漢字表」は、配布はどの範囲でなされているのでしょうか。と言いますのは、私が字形の問題で一番問題にしないといけないと思っているのは、習得段階で非常にリラックスしないような状態で指導されているところです。例えば今日御説明のあった手書きの字形のことを、学校の先生方に「常用漢字表」の前書きにはこのように書いてあるというお話をすると、皆さん、このことをほとんど御存じありません。

つまり、せっかくこのような立派なものがある、しかも、ネット上から取ることができるにもかかわらず、その存在に気付かないまま学校教育が進んでいるところが問題なのではないかと思います。ですから、「改定常用漢字表」の配布は、一体どのような状態になっているのかということをお伺いしたいと思います。

○ 武田国語調査官

「常用漢字表」は平成 22 年 11 月 30 日に内閣告示になりました。文化庁からは、文化審議会答申の「改定常用漢字表」の冊子を各都道府県の知事部局、各都道府県、政令指定都市の教育委員会、全国の大学、各省庁などに送っております。

ただ、冊子を印刷して大々的に送るような予算はなかなか組めない状況がございます。御希望を頂く前に、あらかじめこちらから冊子そのものを送ったのは、今申し上げたような限られた範囲になります。それでも、「常用漢字表」が内閣告示されたという通知文書や情報については、各都道府県の教育委員会から、市町村の教育委員会や各学校にまで届

いているはずだと思います。そして、その通知では、文化庁ウェブサイトのここを見てください、ここを見れば「常用漢字表」がありますということは、お知らせしています。

また、棚橋委員がおっしゃったように、「字体についての解説」の部分は学校教育でも参考にされるべきものということになっています。先ほど参考資料2で説明いたしました。政務官の通知が文部科学省から出ています。「常用漢字表」が改定されたときには、文化庁からだけではなく、この「字体についての解説」を参考にしてくださいということで文部科学省の方からも通知が出ているわけです。

それから、今日は資料にありませんが、「小学校学習指導要領解説」というものがあります。これは、学習指導要領の内容について文部科学省として詳しく説明しているものです。その中にも、児童の書く文字を評価するに当たっては、「常用漢字表」の前書き、つまり「字体についての解説」のことですが、ここにある内容を考慮することが望ましいということが書いてあります。

一方で、「学年別漢字配当表」の字を標準とするということがありますので、そういった標準に沿って現場では教育が行われています。もちろん大切なことですが、同時に、現場にいらっしゃる先生方に、この「常用漢字表」の考え方が届いているのかということ、課題の一つだと思います。どうして届かないのかという理由も含め、これを参考にしたいときに、学校の先生方ですとか、あるいは一般の社会の方に、どうしたらもっと分かりやすく理解していただけるのかということをお考えいただければと思っております。

○ 沖森主査

いろいろな御意見を頂きまして、どうもありがとうございました。

先ほど鈴木（泰）委員から、「改定常用漢字表」の（17）ページ以降にある、「第1 明朝体のデザインについて」、「第2 明朝体と筆写の楷書との関係について」、この項目を逆転した方がいいのではないかという御意見も頂きました。そういったことも含めて、「（付）字体についての解説」を今後どのように分かりやすく、そして、社会に理解されるように作り替えていけばいいのかということ、今後の検討の課題とさせていただくことは御了承いただいたということでよろしいでしょうか。

いろいろな御意見があると思いますが、例えば、「吉」という字を見てみますと、上の「士」という字が、下が長く「土」でも「吉」ではないかということがあります。「吉」の場合は、それでもいいのですが、「土」と「土」になると、これは違うということにもなるので、きっといろいろなレベルの問題が出てくるのだらうと思います。

今後、いろいろな御意見を頂きたいと思いますが、ほかに御意見はございますか。

（→ 挙手なし。）

特になければ、本日の協議については以上で終わりにいたしたいと思っております。

次回は、本日の様々な御意見を整理した上で、特に学校教育の現場に詳しい方、この中の委員の方に是非ともお願いしたいと思っておりますが、その方から今後の検討課題についての指針のような話、あるいは、実はどんな問題があるのかということを含めて、いろいろお伺いしたいと考えております。

さらに、実際にはどんな問題があるのかということ、窓口業務をなさっている方、そちらの問題に詳しい方をお呼びすることも考えております。

そのほかに、こういう方をお呼びすればいいのではないかという御要望、御希望があれば、また、このような資料があれば議論がもっとしやすいのではないか、ということがあれば、それも含めて事務局までお知らせいただければと思っております。よろしく願いいたします。では最後に、事務局から連絡があればお願いしたいと思っております。

○ 岩佐国語課長

連絡前に一言だけ。本日はありがとうございました。

話は、全く別ですが、6月5日～6日に中国の蘇州市において、中国政府などが主催する世界言語大会が開催されました。この大会にはユネスコも協力し、ボコバ事務総長が出席しました。また、中国側は劉延東（リュウエントウ）副総理が出席して演説を行い、中国においては、共通語の普及率が現在、7割を超えるところまで伸びていること、また、少数民族の文字、言語について、科学的な保護に力を入れているとの内容の発言がありました。

私も会議で、「日本の国語政策」についてプレゼンをさせていただきました。

各国の代表からは、多言語教育の重要性や、少数民族の言語に配慮することの必要性・重要性について等の発言がありました。

中国の教育省の中に国家語言工作委員会が設置されていますが、そこの方と話をしてみましたら、中国の漢字政策の方針には四つの原則があるということでした。そのまま読みますと、「定量、定音、定形、定序」。要するに漢字の使用範囲、読み方、字形、書き順の四つを定めるということです。中国では、政府がより主導権を取って漢字について定めているということです。御参考までにお伝えいたしました。

事務局（鈴木国語調査官）から次回開催日程について説明

○ 沖森主査

ただ今の日程につきましては、配布資料2の第3回目に記載されておりますので、御確認いただければと思います。それでは、本日の漢字小委員会は、これで閉会いたします。御出席どうもありがとうございました。